平成２６年（フ）第１６１６号
福岡市西区大字羽根戸308番地１
破産者　藤原　智也
１　決定年月日　平成27年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７６号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府878番地１
パージュ新宮、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡新宮町大字三代441番地１
破産者　長峰　進郎
１　決定年月日　平成27年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９３０号
横浜市金沢区柴町345番地83　斉田テラス201
破産者　須田　　基
１　決定年月日　平成27年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１０１号
横浜市南区南太田１丁目15番15号
破産者　関口　義一
１　決定年月日　平成27年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目５番地10　リアン瀬谷507号
破産者　小川智惠子
１　決定年月日　平成27年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
新潟県上越市西本町４丁目16番11号
破産者　小嶋　正美
１　決定年月日　平成27年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第５号
愛知県一宮市新生２丁目５番２　シャトレシンセイ102号室、住民票上の住所滋賀県高島市新旭町針江536番地３
破産者　宮田　昌樹
１　決定年月日　平成27年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１５号
愛知県西尾市米津町白沢189番地１　コーポ二村201号室、前住所愛知県西尾市鳥羽町十三新田46番地44
破産者　小島　準子
１　決定年月日　平成27年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
愛媛県松山市竹原３丁目11番11号
破産者　三枝　裕子
１　決定年月日　平成27年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第５１０５号
大阪市北区長柄東２丁目３番30―715号
破産者　項こと　伊達　　彪
１　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
２　一般調査期日　平成27年８月24日午後２時
平成27年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３号
名古屋市千種区春岡１丁目13番３号　シャリエ春岡１丁目501号
破産者　大久保　賢
１　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
２　一般調査期日　平成27年９月３日午後２時50分
平成27年６月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３４７号
大阪市福島区野田５丁目６番24号
破産者　繁田　洋子
１　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
２　一般調査期日　平成27年９月３日午後２時
平成27年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７２号
高知市横浜東町５番21号
破産者　株式会社創成
１　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
２　一般調査期日　平成27年９月１日午前10時10分
平成27年６月16日　　高知地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２６年（フ）第２４３９号
大阪市平野区加美北５丁目８番23号
破産者　株式会社セイコー製作所
１　期日　平成27年７月29日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２４年（フ）第６５５７号
東京都板橋区板橋２丁目64番13号
破産者　株式会社ＤＣＪコーポレーション
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月27日午後１時30分
平成27年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３０１５号
大阪府東大阪市長田中２丁目３番16号
清算株式会社　アキレス西日本販売株式会社
代表清算人　大塚　博之
１　決定年月日　平成27年６月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第１０９号
埼玉県東松山市日吉町９番21号
再生債務者　株式会社丸信建設（旧商号株式会社長谷部組）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年６月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１５号
長野県下伊那郡下條村陽皐1081番地、開始決定時の本店所在地愛知県新城市庭野字藤ノ本15番地
再生債務者　株式会社飯田カントリー倶楽部
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成27年６月15日
名古屋地方裁判所民事第２部